

令和 7 年 2 月 4 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 1 件です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和 7 年 2 月 4 日現在、1, 030 件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_01.pdf

を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示課 土橋、山中

TEL : 03-3507-9220（直通）

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	トク牛サラシアプレミアムa	株式会社吉野家	6011501019200	調理冷凍食品	サラシアエキス末 (サラシノールとして)	本品は、食事から摂取した糖の吸収をゆるやかににする働きのあるサラシア由来サラシノールを含んでいます。食後の血糖値が高めで、食事に含まれる糖質が気になる方の食生活改善に役立つ食品です。	血糖値に異常を指摘された方、糖尿病の方、妊婦および授乳中の方は、事前に医師にご相談ください。摂り過ぎあるいは体質・体調により、おなかのゆるくなる場合があります。 毎日の摂取や、多量摂取で疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。 本品はダイエット食品ではありません。	一日当たりの摂取目安量:1 袋 摂取の方法: 丼に盛ったごはんの上にかけて牛丼としてお召し上がりください。	再許可等特保※	R7.2.4	1868

※ 「特定保健用食品の表示許可等に関する部会における特定保健用食品の審議手続きに関する確認事項」(令和6年3月21日特定保健用食品の表示許可等に関する部会長決定)における「(5)再許可」に該当するため、審議を経ているものとして取り扱うこととし、省略したもの。